

案

災害時における指定緊急避難場所及び
指定避難所としての使用に関する協定書

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書

都留市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都留市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に貸付する旧旭小学校の施設及び土地を避難所等として甲が使用することについて必要な事項を定め、市民等の安全を確保することを目的とする。

（避難所等）

第2条 避難所等として使用する旧旭小学校の施設及び土地は、別表に掲げる範囲とする。
2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる範囲のほか、甲が避難所等として使用する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、甲が避難所等として使用することができる。

（避難所等の開設）

第3条 避難所等の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した避難所派遣職員が行うものとする。
2 甲は、避難所を開設する場合は、事前にその旨を避難所開設通知書（様式第1号）（以下「通知書」という。）で、乙に対して通知するものとする。
3 甲は、避難所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。その後、甲は、速やかに乙に対し通知するものとする。
4 乙は、甲が直ちに避難所を開設することが困難な状況において、周辺住民が避難をしてきたことを確認した場合は、前条に規定する施設に収容するとともに、甲にその旨を連絡するものとする。
5 甲は避難所を開設する可能性がある場合には、予め乙にその旨を連絡するものとする。

（避難対象者）

第4条 避難対象者は、地域住民及び周辺地域において就労中又は通行中の者とする。

（避難所等の管理及び運営）

第5条 避難所等の管理及び運営は甲の派遣した避難所派遣職員及び避難者で組織された避難所自主防災会が行うものとする。
2 避難所等の運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。
3 甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。

（使用期間）

第6条 避難所等として使用する期間は、甲が避難所等を開設し閉鎖するまで、又は災害に関する警報又は注意報が発表されたときから解除等により災害のおそれなくなった時までとする。

（施設等の返還）

第7条 甲は、避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営（営業）を再開できるように

努めるものとする。

2 甲は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙に貸付している施設を返還するものとする。

（施設等の維持管理）

第8条 乙は、避難対象者を常時受入れできるよう、甲が貸し付けた旧旭小学校の施設及び土地の維持管理に努めるものとする。

（避難所開設運営訓練等への参加）

第9条 乙は、甲または地域住民が実施する防災訓練に、事業に支障のない範囲で協力するものとする。

（施設変更の通知）

第10条 乙は、避難所等について次の各号に定める項目に該当する場合、使用避難所等変更届（様式第2号）により甲に届け出るものとする。

- （1）10分の1以上の面積の増減を伴う変更がある場合
- （2）構造耐力上主要な部分の変更がある場合
- （3）避難上有効な階段その他の経路を廃止する場合
- （4）その他、避難者の受入れについて、障害が生じる場合

（費用の負担）

第11条 この協定により甲が使用する施設及び土地（以下「使用施設等」という。）の使用料は無償とする。

2 避難所等として使用したことにより生じた光熱水費等及び損害については、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第12条 乙は、避難所等として使用しているときに発生した事故等について、乙による施設の維持管理等によらない場合はその責任を負わないものとする。

（連絡責任者）

第13条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては、都留市行政防災室長、乙においては、使用施設等の使用管理者とする。

2 甲乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、連絡者通知書（様式第3号）により相互に通知するものとし、変更があった場合は直ちに相手側へ通知するものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、協定締結日の日から1年間までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長 堀内 富久

乙

別表（第 2 条関係）

使用場所又は施設名称	所在地	備考
校庭 2,300㎡	都留市朝日馬場 5 4 4 番地	体育館から優先的に使用し、体育館だけでは収容しきれない場合は校舎を使用する。ただし、降灰が生じた場合、体育館では屋根が破損する可能性があるため、速やかに校舎へ移動する。
体育館 752㎡		
校舎 2,100㎡		

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

都 留 市 長

避難所開設通知書

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり避難場所及び避難所として使用できるよう要請します。

記

使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用用途	☐ 避難場所 ☐ 避難所
使用施設	☐ 校庭
	☐ 体育館
	☐ 校舎 階 [部屋]
	☐ その他施設 [名称 :]
連 絡 先	所 属 :
	職氏名 :
	電 話 :

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

都留市長 様

使用者名

使用避難所等変更届

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書 1 0 条の規定により、次のとおり変更があったため、届け出ます。

記

変更日時	年 月 日
変更場所	
変更内容	☐ 1 0 分の 1 以上の面積の増減を伴う変更 ☐ 構造耐力上主要な部分の変更 ☐ 避難上有効な階段その他の経路を廃止 ☐ その他、避難者の受入れについて、障害が生じる
具体的な変更内容	
担 当 者	職氏名： 電 話：

連絡者通知書

甲	担当部署名			
	連絡担当者	役 職	氏 名	区 分
				第1連絡先
				第2連絡先
	電話番号等	(氏 名)		(氏 名)
		勤務時間 (: ~ :) TEL: 勤務時間外 (夜間、休日等) TEL: FAX: MAIL :		勤務時間 (: ~ :) TEL: 勤務時間外 (夜間、休日等) TEL: FAX: MAIL :
備 考				
乙	担当部署名			
	連絡担当者	役 職	氏 名	区 分
				第1連絡先
				第2連絡先
	電話番号等	(氏 名)		(氏 名)
		勤務時間 (: ~ :) TEL: 勤務時間外 (夜間、休日等) TEL: FAX: MAIL :		勤務時間 (: ~ :) TEL: 勤務時間外 (夜間、休日等) TEL: FAX: MAIL :
備 考				